別記様式　（令２農水令83・一部改正）

表　　面

第　　号

身　分　証　明　書

写　　真

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

発行年月日　　年　　月　　日

上記の者は、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

農林水産大臣

裏　　面

１．検査の際にこの証明書を必ず携帯しなければならない。

２．この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

３．この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

４．検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返納しなければならない。

（備考）　用紙は、縦54㎜×横85㎜で淡緑色とする。